

介護老人福祉施設・ユニット型介護老人福祉施設・
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・
特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム

○人員配置基準について

〔事例〕

- ・介護老人福祉施設の人員配置基準について、医師の配置（健康管理及び療養上の指導を行うための必要な数）が必要となるが、1か月勤務実態がない月があった。

医師の配置については、健康管理及び療養上の指導を行うための必要な数とされているため、1か月勤務実態がないと、「配置していない」こととなりますので、適正に配置する必要があります。

また、勤務実績を適正に記録することも必要となることから、勤務形態一覧表に、医師についても、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務の関係等を明確にして作成することが必要です。

〔事例〕

- ・勤務形態一覧表において、管理者の勤務時間数や兼務している従業員のそれぞれの職種での勤務時間が把握できなかった。

施設（事業所）ごとに、原則として月ごとに（月初から月末まで）作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

勤務形態一覧表は、サービス種別ごとに作成してください。

〔事例〕

- ・人員基準上、配置が定められている従業員（医師）の勤務の体制について、確認出来なかった。

従業員の勤務の体制について、勤務実績表等に記載するなど勤務状況を確認出来るようにしてください。

○研修について

〔事例〕

- ・ウェブによる職員研修において、レポート提出期限までに受講が確認出来ない職員に対して、期限後に研修受講したことを確認出来る記録がなかった。

職員全員が受講したことを確認し、その記録を残してください。

○栄養管理

- 1 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければなりません。具体的には以下のことに留意する必要があります。

ア 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した計画を作成してください。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図り、当該計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって当該計画の作成に代えることができます。

イ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに入所者の栄養状態を定期的に記録してください。

ウ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。

※なお、栄養ケア・マネジメントの実務については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1 2 1 7 令和 6 年 3 月 1 5 日）を御確認ください。

○口腔衛生の管理

1 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければなりません。具体的には以下のことに留意する必要があります。

ア 当該施設において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上行ってください。

イ 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者ごとに施設入所時及び月に 1 回程度の口腔の健康状態の評価を実施してください。

ウ アの技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した口腔衛生管理計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に見直してください。口腔衛生管理計画に相当する内容を施設サービス計画に記載する場合は、その記載をもって当該計画の作成に代えることができます。

- ・助言を行った歯科医師
- ・歯科医師からの助言の要点
- ・具体的方策
- ・当該施設における実施目標
- ・留意事項・特記事項

エ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療の実施時間以外の時間帯に行ってください。当該施設と歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めてください。

※なお、詳細については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1 2 1 7 令和 6 年 3 月 1 5 日）を御確認ください。

また、口腔衛生管理計画や口腔の健康状態の評価を実施する際の参考様式も使用する等、適切に実施してください。

○緊急時の対応

1 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方針を定めておかねばなりません。対応方針に定める規定としては、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法、診察を依頼するタイミング等があげられます。

2 指定介護老人福祉施設は、医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければなりません。見直しの検討にあたっては、施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましいです。

○衛生管理等

- 1 指定介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。
- 2 指定介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。
- 3 指定介護老人福祉施設において、介護職員及びその他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施してください。

○協力医療機関等

- 1 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかねばなりません。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えないです。
 - ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - イ 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った指定都市（旭川市）に届け出なければなりません。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなりません。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければなりません。

※令和9年3月31日までの間は努力義務ですが、できるだけ速やかに連携体制を構築してください。

※なお、届出の詳細については、旭川市のホームページを御確認ください。

（HPリンク先）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d079954.html>

○入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

- 1 指定介護老人福祉施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催しなければなりません。

※令和9年3月31日までは努力義務とします。

○個別機能訓練加算（Ⅰ及びⅡ）

〔事例〕

- ・個別機能訓練加算の算定にあたり、個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）を整備する必要があるが、介護老人福祉施設としてのサービスと個別機能訓練で実施したサービスの違いがわからなかった。

個別機能訓練を実施したことがわかる記録の整備をしてください。

○口腔衛生管理加算（Ⅰ及びⅡ）について

〔事例〕

- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ及びⅡ）の算定する際、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画について、施設サービス計画において口腔管理等が位置付けられているだけで、別途計画を作成していなかった。

口腔衛生管理加算（Ⅰ及びⅡ）の算定については、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていることが要件とされており、同計画に口腔に関する問題点、口腔衛生の管理内容（指示を行った歯科医師名、実施目標、実施内容、実施頻度等）を記載することとなっておりますので、それらの内容を記載した計画を作成してください。

なお、計画書の様式については、留意事項通知（老企第40号）第2の5（27）③の別紙様式3を参考としてください。

また、留意事項通知等に、口腔衛生等の管理に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生等の管理に係る計画の作成に代えることができる等の記載がない場合は、施設サービス計画とは別途に口腔衛生等の管理に係る計画を作成することが必要です。

○配置医師緊急時対応加算

〔事例〕

- ・当該加算は、入所者に対する注意義務や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該施設の間で、具体的な取り決めがなされていることが要件だが、具体的な取り決めが定められていなかった。

配置医師緊急時対応加算を算定するには、配置医師との間で上記の項目についての具体的な取り決めを定めておくことが必要です。

○看取り介護加算（Ⅰ及びⅡ）について

〔事例〕

- ・看取り介護加算（Ⅰ及びⅡ）を算定する際、看取りに関する指針を定め、指針の内容の説明、同意を得ていたが、その時期が看取り介護が必要となった時であった。
- ・看取り介護加算（Ⅰ及びⅡ）の算定に当たっては、常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していることが要件とされているが、夜間の連絡先が医師、管理者、介護支援専門員となっていた。

看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが要件とされていることから、入所の際に指針の内容について説明を行い、同意を得る必要があります。

また、施設基準では「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること」との記載があることから、看護職員との連絡体制の確保をしてください。

- ・看取り介護加算（Ⅱ）を算定する場合は、配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当することが要件となっているが、配置医師との間で具体的な取り決めが定められていなかった等により、一部施設基準を満たさなかった。
- ・看取り介護加算の適合となる入所者の基準は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者とされているが、上記の医師による診断がない（一部施設基準を満たしていない）場合であっても、入所者が低栄養状態等において積極的な入院加療を希望しなかったことをもって当該入所者に看取り介護を行った場合に、本加算を算定していた。

本加算の算定要件を確認の上、要件の適合の有無について適切に判断し、算定してください。算定要件を満たしていなかった場合は、過誤調整となる場合がありますので御留意ください。

○看護体制加算Ⅱについて

〔事例〕

- ・看護体制加算Ⅱを算定する際、「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保すること」とあるが、実施状況を確認したところ、夜間の連絡先が医師となっていた。

看護体制加算Ⅱを算定する際、「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保する必要がありますので看護職員との連絡体制を確保してください。

○個別機能訓練加算及び栄養マネジメント強化加算について

〔事例〕

- ・個別機能訓練加算及び栄養マネジメント強化加算を算定する際、個別機能訓練計画及び栄養ケア計画を多職種共同により作成することとなるが、多職種共同で作成した記録が確認できなかった。

個別機能訓練加算及び栄養マネジメント強化加算を算定する際、個別機能訓練計画及び栄養ケア計画を多職種共同により作成することとなりますので、多職種共同で作成した記録の整備を行ってください。

○自立支援促進加算

〔事例〕

- ・自立支援促進加算の算定要件において、医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していることとされているが、自立支援に係る支援計画の策定等に医師は参加していなかった。

本加算の算定要件を確認の上、要件の適合の有無について適切に判断し、算定してください。算定要件を満たしていなかった場合は、過誤調整となる場合がありますので御留意ください。

○高齢者施設等感染対策向上加算

- 1 下記に定める基準に適合しているものとして、届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合は、当該加算を算定できる。

イ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。

- (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療期間等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療期間等と連携し適切に対応していること。
- (3) 感染症対策向上加算または外来感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

- (1) 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

2 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

○ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)について

問 128 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)について、診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練とは具体的にどのようなものであるか。

また、これらのカンファレンス等はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加することでもよい。

(答)

- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)の対象となる研修、訓練及びカンファレンスは以下の通りである。
 - ・ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム(外来感染対策向上加算にあつては、院内感染管理者。)により、職員を対象として、定期的に行う研修
 - ・ 感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、定期的に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練
 - ・ 地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練
- ・ 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについては、その内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗菌薬の使用状況などの情報の共有及び意見交換を行う場合もあるため、カンファレンスの内容として、高齢者施設等における感染対策に資するものであることを事前に確認の上、参加すること。
- ・ また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

○ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について

問 132 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について示されたい。

（答）

実地指導の内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。

- ・施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
 - ・施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答
 - ・个人防护具の着脱方法の実演、演習、指導等
 - ・感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法（ゾーニング等）に関する説明、助言及び質疑応答
 - ・その他、施設等のニーズに応じた内容
- 単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。

○栄養管理に係る減算について

令和3年度の介護報酬改定により、令和6年4月1日以降は、旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」とします。）第5条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは条例第22条の2に規定する基準を満たさない場合、減算が生じます。

~~令和6年3月31日までに基準を満たすよう対応をお願いします。~~

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp